

## 現場科学検査班の運用について（例規通達）

科学捜査力の強化については、「現場科学検査班の運用について」（昭和62年12月21日付け富鑑第360号）により鑑定の高度化及び現場鑑識体制の強化等を図ってきたところであるが、このたび、新たに例規通達を定め、事件現場において専門的な知識及び技術を有する研究職員による科学的検査及び指導を行うこととしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

### 記

#### 1 現場科学検査班の編成

刑事部科学捜査研究所(以下「科学捜査研究所」という。)に、現場科学検査班を置く。

#### 2 出動対象事件

##### (1) 次の各号に掲げる重要事件

ア 殺人、強盗、強姦<sup>かん</sup>及び放火事件

イ 略取、誘拐及び人質事件

ウ 銃砲、刀剣類、火薬類その他これらに類する危険な物件を使用した重要な事件

エ 大規模な暴力団事件

オ 大型の知能犯事件

カ 重要な窃盗事件

キ 重要な業務上過失致死傷事件

ク 警備事件のうち重要なもの

##### (2) その他科学捜査研究所長が科学的、専門的な知識及び技術を必要とすると認める事件

#### 3 活動

現場科学検査班は、事件現場においては、現場鑑識活動に従事する者と密接に連携し、次の業務を行うものとする。

(1) 現場において行うことが可能な科学的検査

(2) 現場鑑識活動に対する科学的観点での専門的技術指導

#### 4 出動要請

(1) 前記2の出動対象事件の発生地を管轄する所属長は、事件現場の鑑識活動のため必要と認めるときは、科学捜査研究所長に現場科学検査班の出動を要請するものとする。

(2) 出動要請は、現場科学検査班出動要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

#### 5 出動指揮

科学捜査研究所長は、前記4の出動要請を受けたとき、又は事件の態様等から必要と認めるときは、その都度、要員を指名し、現場科学検査班を出動させるものとする。

※ 別記様式省略